**令和６年６月教育委員会会議の議題１の補足説明について**

**１　知事からの意見聴取に係る条例改正の内容**

**（関係条例）**

1. 大阪府認定こども園の認定要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例
2. 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

**（改正内容）**

国における幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の改正により、幼保連携型認定こども園に配置すべき教育及び保育に直接従事する職員の数を改正。

　 ・満３歳以上満４歳未満の園児

〔改正前〕おおむね２０人につき１人以上　⇒〔改正後〕おおむね１５人につき１人以上

・満４歳以上の園児

　 〔改正前〕おおむね３０人につき１人以上　⇒〔改正後〕おおむね２５人につき１人以上

**２**「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」より抜粋

|  |  |
| --- | --- |
| 園児の区分 | 員数 |
| 一　満４歳以上の園児 | おおむね２５人につき１人 |
| 二　満３歳以上満４歳未満の園児 | おおむね１５人につき１人 |
| 三　満１歳以上満３歳未満の園児 | おおむね６人につき１人 |
| 四　満１歳未満の園児 | おおむね３人につき１人 |

【国から示された職員配置数の算出方法】

（「幼保連携型認定こども園の学級編制、職員設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（通知）」より抜粋）

必要配置数＝０歳児×1/3 （小数点第２位以下切捨）

　　　　　　＋（１歳児＋２歳児）×1/6 （小数点第２位以下切捨）

　　　　　　＋３歳児×1/20※ （小数点第２位以下切捨）

＋（４歳児＋５歳児）×1/30※ （小数点第２位以下切捨）

　　　　　　＝必要配置数 （小数点以下四捨五入）

※通知では改正前の数値となっているが、実際の運用では改正後の数値（３歳児×1/15、

（４歳児＋５歳児）×1/25）によって計算されている。